

<注意事項>

平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律・条例で定められた申請や手続において、マイナンバーの記載が必要となります。

代理人の方が、その申請や手続をする際は、「①代理権の確認書類」、「②代理人の身元確認書類」および「③本人のマイナンバーの確認書類」が必要です。

① 代理権の確認書類について

- ア 法定代理人の場合は、原則、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類
- イ 任意代理人の場合は、原則、委任状

② 代理人の身元確認書類について

下記のアまたはイの書類が必要です。

ア 官公署発行の顔写真付証明書1点

例：個人番号カード、住民基本台帳カード(写真付きに限る。)、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書などのうち 1点

イ 官公署等発行の顔写真なしの証明書2点

例：資格確認書(被保険者証)、介護保険証、各種医療証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証、学生証、生活保護受給者証、恩給等の証書などのうち 2点

③ 本人のマイナンバーの確認書類について

例：本人の個人番号カードまたはその写し、本人の通知カードまたはその写し、本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し